
規 則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号に次のように加える。

カ 太陽光発電施設その他これに類するもの

第22条第2項の表中「当該行為の施工」を「当該行為」に改め、同条第3項の表中「建ぺい率」を「建蔽率」に、

「(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。」

を

「(4) 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。」

(5) 第16条第3号カに掲げる工作物であつて、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。」

に、「安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。」を「遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該加重に対して構造耐力上安全であること。」に改める。

第28条第2項の表中「当該行為の施工」を「当該行為」に改め、同条第3項の表中

「(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。」

を

「(3) 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に緑地を配置すること。」

(4) 第16条第3号カに掲げる工作物であつて、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。」

に、「安全上の支障のない範囲で遮蔽措置を講ずること。」を「遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該加重に対して構造耐力上安全であること。」に改める。

別表第2の表1の項中

「7 設計計算書及び構造図（沈砂池を設置する場合に限る。）

8 土地登記事項証明書

9 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写し」

を

「7 遮蔽施設構造図（縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。）

8 設計計算書及び構造図（沈砂池を設置する場合に限る。）

9 土地登記事項証明書

10 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写し」

に改め、同表2の項中

「7 跡地の整理に関する計画書（撤去の場合に限る。）

8 土地登記事項証明書

9 不動産登記法第14条に規定する地図の写し」

を

「7 遮蔽施設構造図（縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。）

8 跡地の整理に関する計画書（撤去の場合に限る。）

9 土地登記事項証明書

10 不動産登記法第14条に規定する地図の写し」

に改め、同表8の項中

「6 土地登記事項証明書

7 不動産登記法第14条に規定する地図の写し」

を

「6 遮蔽施設構造図（縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。）

7 土地登記事項証明書

8 不動産登記法第14条に規定する地図の写し」

に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「7 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図

8 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者であ

る場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」
を

- 「7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上）
- 8 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図
- 9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」

に改める。

別記第4号様式中

- 「7 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書
- 8 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」

を

- 「7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上）
- 8 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書
- 9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」

に改める。

別記第10号様式中

- 「6 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」

を

- 「6 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上）
- 7 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の規定は、この規則の施行後にされる高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）第13条第1項及び第14条第1項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

規 則

◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則